

## 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定基準

令和8年4月1日から適用

御嵩町低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領（令和8年訓令甲第12号）第5条及び第6条に規定する価格の算定方法について、下記のとおり定める。

### 記

#### 1. 低入札調査基準価格及び失格判断基準

- (1) 下表の合計額に消費税率を乗じて得た額とする。
- (2) ただし、(1)の価格が予定価格×92%を超える場合は、予定価格×92%とし、予定価格×75%に満たない場合は、予定価格×75%とする。  
 ※低入札調査基準価格と失格判断基準がいずれも予定価格×75%で、それらの価格を下回る入札があった場合は失格とし、いずれも予定価格×92%で、それらの価格を下回る入札があった場合は、低入札価格調査を行うものとする。
- (3) 上記の端数処理は、消費税率又は92%を乗じて得た額は切り捨て、75%を乗じて得た額は切り上げる。
- (4) 特別なもの（工事価格を構成する「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の各経費項目により計上することが困難であると認められる特別な工事）については、下表に関わらず、予定価格×75～92%の範囲内で算出し、消費税率を乗じた価格とする。

工事の種類	低入札調査基準価格	失格判断基準
土木一式、 とび・土工・コンクリート（解体工事除く）、 塗装、舗装、造園、その他	(1)直接工事費×0.97 (2)共通仮設費×0.9 (3)現場管理費×0.9 (4)一般管理費×0.68	(1)直接工事費×0.97 (2)共通仮設費×0.9 (3)現場管理費×0.9 (4)一般管理費× <u>0.4</u>
建築一式、 営繕工事に係る 電気、電気通信、管、 とび・土工・コンクリート（解体工事に限る） 解体工事	(1)直接工事費×0.9×0.97 (2)共通仮設費×0.9 (3)（現場管理費+直接工事費×0.1）×0.9 (4)一般管理費×0.68	(1)直接工事費×0.9×0.97 (2)共通仮設費×0.9 (3)（現場管理費+直接工事費×0.1）×0.9× <u>0.8</u> (4)一般管理費× <u>0.4</u>
営繕工事以外の電気・電気通信 上水道及び下水道工事に係る機械器具設置	(1)機械費×0.92 (2)直接工事費×0.97 (3)共通仮設費×0.9 (4)現場管理費×0.9 (5)一般管理費×0.68	(1)機械費× <u>0.84</u> (2)直接工事費×0.97 (3)共通仮設費×0.9 (4)現場管理費×0.9 (5)一般管理費× <u>0.4</u>

#### 2. 最低制限価格

1により算出した低入札調査基準価格と同額とする。